

公益社団法人 農業公社やまくに定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人農業公社やまくに（以下「公社」という。）という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大分県中津市山国町に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、担い手不足と高齢化による農業生産構造の脆弱化及び畜産等の環境問題に対処するために、農地利用集積を行い、農作業の受委託、担い手への支援活動及び農業振興にかかる公共施設等の管理・運営を行うことにより優良農地の維持・保全及び地域農業の担い手の育成・確保を図り、もって中津市の農業の活性化及び地域の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 農地利用の効率化及び高度化に関する事業
- (2) 農作業受委託に関する事業
- (3) 担い手の育成に関する事業
- (4) 公共施設等管理運営に関する事業
- (5) 農産物等販売受託に関する事業
- (6) その他この公社の目的を達成するために必要な事業

第3章 社 員

(法人の構成員)

第5条 この法人の社員は、公社の目的に賛同して入会した個人又は法人とする。

(入会)

第6条 社員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 社員になろうとする者は、総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

2 社員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 社員は、退会しようとするときは、その旨を理事長に届け出なければならない。

(除名)

第9条 社員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。

一、会費を1年以上納入しないとき。

二、公社の名誉をき損し、又は公社の設立の趣旨に反する行為をしたとき。

三、その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により社員を除名しようとするときは、当該社員総会の日から1週間前までに当該社員にその旨を通知し、かつ社員総会で、弁明の機会を与えなければならない。

3 理事長は、社員を除名したときは、除名した社員に対してその旨を通知しなければならない。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

一、会費の納入が2年以上なされなかったとき

二、総社員が同意したとき

三、当該社員が死亡し、又は解散したとき

(会費等の不返還)

第11条 社員が既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

一、入会の基準並びに入会金及び会費の額

- 二、社員の除名
- 三、理事及び監事の選任及び解任
- 四、理事及び監事の報酬等の額並びに理事及び監事に対する報酬等の支給基準の変更
- 五、事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認
- 六、貸借対照表、正味財産増減計算書及びこれらの附属明細書並びに財産目録の承認
- 七、定款の変更
- 八、事業の全部又は一部の譲渡
- 九、解散及び残余財産の帰属の決定
- 十、その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 社員総会は定時社員総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、臨時社員総会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合は除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対して、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は理事長とする。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が社員総会の議長となる。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行う。

- 一、社員の除名
- 二、監事の解任
- 三、定款の変更
- 四、解散
- 五、その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。
- 4 社員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては前3項の規定の適用については社員総会に出席したものとみなす。
- 5 理事会において社員総会に出席しない社員が書面で議決権を行使することができることを定めたときは、社員総会に出席できない社員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては当該議決権の数を第1項から第3項までの出席した社員の議決権の数に算入する。

(決議の省略)

第19条 理事又は社員が社員総会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は、電磁的記録より同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の議決があったものとみなす。この場合においては、その手続きを第15条第1項の理事会において定めるものとし、第16条から前条までの規定は適用しない。

(議事録)

- 第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長は、前項の議事録に記名押印する。
 - 3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。前条の規定により作成した社員総会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

第5章 役員

(役員の設定)

- 第21条 この法人に、次の役員を置く。
- 一、 理事6名以上10名以内
 - 二、 監事2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、理事長以外の理事のうち2名を副理事長とする。
 - 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）に規定する代表理事とし、副理事長をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第22条 理事及び監事は社員総会の決議によって選任する。
- 2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
 - 3 監事はこの法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は欠けたときは、この法人業務（この法人を代表する業務を除く）を分担執行する。
- 4 理事長及び副理事長は毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の終了するときまでとする。増員により選任された理事の任期は、他の理事の任期の残存期間と同一とする。
- 4 理事又は監事については、再任を妨げない。
- 5 理事又は監事が第21条に定める定数に足りなくなるとき又は欠けたときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事として権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 役員は社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 役員は無報酬とする。ただし、理事長には社員総会において別に定める額の報酬等を支給することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、社員総会の議決により別に定める。

(損害賠償責任の免除)

第28条 この法人は法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

第6章 理事会

(理事会の設置)

第29条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は次の職務を行う。

- 一、この法人の業務執行の決定
- 二、理事の職務の執行の監督
- 三、理事長及び副理事長の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長とする。

2 理事長が欠けたときは又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会の議長となる。

(決議)

第33条 理事会の決議は決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が当該提案について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りでない。

3 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

4 前項の規定は、第23条第4項に規定する報告については適用しない。

(議事録)

- 第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、理事長の変更を行う理事会については、一般社団法人等登記規則（平成20年法務省令第48号）第3条において準用する商業登記規則（昭和39年法務省令第23号）第61条第4項ただし書に該当する場合を除き、他の出席した理事も記名押印する。
 - 3 第1項の規定により作成した議事録は主たる事務所に10年間備え置かなければならない。前条第2項の規定により作成した理事会の決議の省略の意志表示を記載した書面についても同様とする。

第7章 財産及び会計

(基本財産)

- 第35条 この法人の基本財産は、この法人の目的とする事業を行うために必要な財産として理事会で別に定める財産とする。
- 2 前項の財産は、社員総会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、処分するときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。

(事業年度)

- 第36条 この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第37条 この法人の事業計画、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了3箇月以内に、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類について承認を受けなければならない。
- 一、事業報告
 - 二、事業報告の附属明細書
 - 三、貸借対照表
 - 四、正味財産増減計算書

- 五、 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 六、 財産目録

- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - 一、 監査報告
 - 二、 役員の名簿
 - 三、 役員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - 四、 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 3 定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、役員の名簿及び社員名簿の記載事項のうち、個人の住所については一般の閲覧に供しないものとする。
- 5 貸借対照表は、定時社員総会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第39条 理事長は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条2項4号に規定する書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。
2 前項の規定にかかわらず、第42条の規定はこれを変更することができない。

(解散)

第41条 この法人は社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第42条 この法人が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であることを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の処分制限)

第43条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律（平成18年法律第49号）第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告)

第45条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 事務局その他

(事務局)

第46条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長はその他の職員は、理事長が任免する。ただし、重要な職員の任免は理事会の承認を要する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、社員総会の決議を経て、理事長が別に定める。

(委任)

第47条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人

の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める特例民法の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 第22条の規定にかかわらず、この法人の最初の理事長は尾家勝彦とし、最初の副理事長は濱田 剛及び久保岳士とする。

4 この定款は、令和5年4月1日より施行する。